

改正後

改正前

(1) 法人設立届出書

(1) 法人設立届出書

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div>												<div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> </div>												※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() -				納税地 〒 (フリガナ) 法人名				法人番号 (フリガナ)				代表者氏名 ㊦				代表者住所 〒 電話() -					
設立年月日		平成 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日		資本金又は出資金の額		円		消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日											
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)				支店・出張所・工場等		名称		所在地																	
設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()																							
設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況		事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称		納税地		事業内容等																			
設立の形態が2～4である場合の適格区分 適格・その他				添付書類等 1 定款等の写し(削除) 2 株主等の名簿 3 設立趣意書 4 設立時の貸借対照表 5 合併契約書の写し 6 分割計画書の写し 7 その他()																					
事業開始(見込み)年月日		平成 年 月 日		「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有 ・ 無		関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() -																	
設立した法人が連結子法人である場合 連結親法人名 〒 連結親法人の納税地 〒 電話() -		所轄税務署		「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日 連結親法人 年月日 連結子法人 年月日																					
税理士署名押印												㊦													
※税務署処理欄		部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印		年月日		確認印							

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div>												<div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> </div>												※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。				本店又は主たる事務所の所在地 〒 電話() -				納税地 〒 (フリガナ) 法人名				法人番号 (フリガナ)				代表者氏名 ㊦				代表者住所 〒 電話() -					
設立年月日		平成 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日		資本金又は出資金の額		円		消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日											
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)				支店・出張所・工場等		名称		所在地																	
設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()																							
設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況		事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称		納税地		事業内容等																			
設立の形態が2～4である場合の適格区分 適格・その他				添付書類等 1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号: (発行年月日: 年 月 日)) 3 株主等の名簿 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他()																					
事業開始(見込み)年月日		平成 年 月 日		「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有 ・ 無		関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() -																	
設立した法人が連結子法人である場合 連結親法人名 〒 連結親法人の納税地 〒 電話() -		所轄税務署		「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日 連結親法人 年月日 連結子法人 年月日																					
税理士署名押印												㊦													
※税務署処理欄		部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印		年月日		確認印							

改正後

(1 法人設立届出書)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
(削除)

- ② 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

氏名	住所	株数又は口数	金額	役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係

- ③ 設立趣意書
④ 設立の時ににおける貸借対照表
⑤ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑥ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (4) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
- (5) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- (7) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (8) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。
(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。
なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。
このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
- (9) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (10) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第12号の10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。
なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容を記載してください。
- (11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同第12号の11（適格分割）又は同第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
- (12) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
- (13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等設けた場合には、その事務所等設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記載しないでください。
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。
- (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (18) 「※」欄は、記載しないでください。

改正前

(1 法人設立届出書)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(注) 1 「オンライン登記情報提供制度」(<http://www.touki.or.jp>)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日： 年 月 日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を送信（提出）した後、e-Taxによりこの届出書をオンラインで提出することもできます（その他の添付書類については、イメージデータ（PDF）又は別途書面により提出していただく必要があります。）。

- ③ 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

氏名	住所	株数又は口数	金額	役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係


- ④ 設立趣意書
⑤ 設立の時ににおける貸借対照表
⑥ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑦ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。
- (3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (4) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
- (5) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- (7) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (8) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。
(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。
なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。
このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
- (9) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (10) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第12号の10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。
なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容を記載してください。
- (11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同第12号の11（適格分割）又は同第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
- (12) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
- (13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等設けた場合には、その事務所等設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記載しないでください。
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。
- (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (18) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(2 外国普通法人となった旨の届出書)

 平成 年 月 日 税務署長殿		外国普通法人となった旨の届出書		※整理番号
		納税地	〒	
本店又は主たる事務所の所在地				
所在国				
(フリガナ)				
法人名等				
法人番号				
(フリガナ)				
責任者氏名		Ⓜ		
責任者住所		〒		電話() -

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成 年 月 日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成 年 月 日
---------------------------	----------	---	----------

事業年度	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日
------	-------------	-------------	-------------

国内において行う事業の目的及び種類	名称	所在地	国内にある資産の種類及び所在地	種類	所在地

(備考)	添付書類	1 定款等の和訳文 (削除) 2 貸借対照表、財産目録 3 事業の概要を記載した書類
	「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有・無	

税理士署名押印 Ⓜ

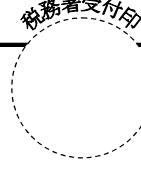
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力 名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----------	-----------	-----	---------

29.04改正

(規格A4)

改正前

(2 外国普通法人となった旨の届出書)

 平成 年 月 日 税務署長殿		外国普通法人となった旨の届出書		※整理番号
		納税地	〒	
本店又は主たる事務所の所在地				
所在国				
(フリガナ)				
法人名等				
法人番号				
(フリガナ)				
責任者氏名		Ⓜ		
責任者住所		〒		電話() -

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成 年 月 日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成 年 月 日
---------------------------	----------	---	----------

事業年度	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日
------	-------------	-------------	-------------

国内において行う事業の目的及び種類	名称	所在地	国内にある資産の種類及び所在地	種類	所在地

(備考)	添付書類	1 定款等の和訳文 2 登記事項証明書(履歴事項全部 証明書)又は登記簿謄本 3 貸借対照表、財産目録 4 事業の概要を記載した書類
	「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有・無	

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力 名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----------	-----------	-----	---------

28.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(2 外国普通法人となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類 この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地（2の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>(1) 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの和訳文 <u>（削 除）</u></p> <p>(2) 国内に恒久的施設を有することとなった時、国内において人的役務の提供事業を開始した時又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった時における貸借対照表並びに国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び財産目録</p> <p>(3) 国内源泉所得に係る事業の概要を記載した書類</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「納税地」欄は、次により記載してください。 イ 恒久的施設を有する外国法人にあっては、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地 ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地 ハ イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所</p> <p>(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。</p> <p>(4) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(5) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。</p> <p>(6) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(7) 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。</p> <p>(8) 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。</p> <p>(9) 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。</p> <p>(10) 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。</p> <p>(11) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>(12) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(2 外国普通法人となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類 この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地（2の「各欄の記載方法」により記載した納税地）の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>(1) 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの和訳文 <u>(2) 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u></p> <p>(3) 国内に恒久的施設を有することとなった時、国内において人的役務の提供事業を開始した時又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった時における貸借対照表並びに国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び財産目録</p> <p>(4) 国内源泉所得に係る事業の概要を記載した書類</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「納税地」欄は、次により記載してください。 イ 恒久的施設を有する外国法人にあっては、恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地 ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人にあっては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地 ハ イ及びロ以外の法人にあっては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所</p> <p>(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(3) 「所在国」欄は、本店又は主たる事務所が所在する国名を記載してください。</p> <p>(4) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(5) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。</p> <p>(6) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(7) 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。</p> <p>(8) 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。</p> <p>(9) 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。</p> <p>(10) 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。</p> <p>(11) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。) (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>(12) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(14) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(4 収益事業開始届出書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		収益事業開始届出書		※整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地 〒 _____ 電話() - _____			
		納 税 地 〒 _____ 電話() - _____ (フリガナ)			
		名 称 _____ (フリガナ)			
		法 人 番 号 _____ (フリガナ)			
		代 表 者 氏 名 _____	⑩		
		代 表 者 住 所 〒 _____ 電話() - _____			
新たに収益事業を開始したので届け出ます。					
収 益 事 業 開 始 日	平成 年 月 日	事 業 年 度	自 月 日 自 月 日	至 月 日 至 月 日	
事 業 の 目 的			収 益 事 業 の 種 類		
収 益 事 業 を 営 む 事 業 場 等	収 益 事 業 の 種 類	事 業 場 等 の 名 称	所 在 地	収 益 事 業 の 経 営 責 任 者	
関 与 税 理 士	氏 名			添 付 書 類 1 収益事業の概要を記載した書類 2 収益事業についての貸借対照表 3 定款等の写し (削 除) 4 合併契約書の写し	
	事務所所在地	電話() - _____			
(備 考)					
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有 ・ 無					

税 理 士 署 名 押 印 _____ ⑩

※税務署 部 決算 業種 番号 入力 名 通信 年月日 確認 処理欄 門 期 番号 番号 日付印 簿 簿 日付印 簿 簿 印

29.04 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(4 収益事業開始届出書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		収益事業開始届出書		※整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地 〒 _____ 電話() - _____			
		納 税 地 〒 _____ 電話() - _____ (フリガナ)			
		名 称 _____ (フリガナ)			
		法 人 番 号 _____ (フリガナ)			
		代 表 者 氏 名 _____	⑩		
		代 表 者 住 所 〒 _____ 電話() - _____			
新たに収益事業を開始したので届け出ます。					
収 益 事 業 開 始 日	平成 年 月 日	事 業 年 度	自 月 日 自 月 日	至 月 日 至 月 日	
事 業 の 目 的			収 益 事 業 の 種 類		
収 益 事 業 を 営 む 事 業 場 等	収 益 事 業 の 種 類	事 業 場 等 の 名 称	所 在 地	収 益 事 業 の 経 営 責 任 者	
関 与 税 理 士	氏 名			添 付 書 類 1 収益事業の概要を記載した書類 2 収益事業についての貸借対照表 3 定款等の写し 4 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 (照会番号: _____) (発行年月日: 年 月 日) 5 合併契約書の写し	
	事務所所在地	電話() - _____			
(備 考)					
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有 ・ 無					

税 理 士 署 名 押 印 _____ ⑩

※税務署 部 決算 業種 番号 入力 名 通信 年月日 確認 処理欄 門 期 番号 番号 日付印 簿 簿 日付印 簿 簿 印

28.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(4 収益事業開始届出書)</p> <p style="text-align: center;">収益事業開始届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等（法人税法別表第2に掲げる法人）又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの（以下「特定国内源泉所得」という。）を有することとなった場合（特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除く。）</p> <p>2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類</p> <p>この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通（外国法人(人格のない社団等に限ります。)の場合は2通）提出してください。</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等</p> <p>イ 収益事業の概要を記載した書類</p> <p>ロ 収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表</p> <p>ハ 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し <u>（削 除）</u></p> <p>ニ 合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)</p> <p>イ 収益事業の概要を記載した書類</p> <p>ロ 国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表</p> <p>3 各欄の記載方法</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。</p> <p>イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。</p> <p>(イ) 公益法人等にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(ロ) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。）を記載してください。</p> <p>ロ 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。</p> <p>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>ハ 「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。</p> <p>ニ 「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。</p> <p>ホ 「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。</p> <p>ヘ 「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>ト 『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合も含まれます。）。</p> <p>（注） 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>チ 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。</p> <p>リ 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。</p> <p>イ 「納税地」欄は、次により記載します。</p> <p>(イ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。</p> <p>(ロ) その法人が(イ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。</p> <p>(ハ) その法人が(イ)及び(ロ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。</p> <p>ロ 「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。</p> <p>(3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は記載しないでください。</p>	<p>(4 収益事業開始届出書)</p> <p style="text-align: center;">収益事業開始届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等（法人税法別表第2に掲げる法人）又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるもの（以下「特定国内源泉所得」という。）を有することとなった場合（特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき、租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる場合を除く。）</p> <p>2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類</p> <p>この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通（外国法人(人格のない社団等に限ります。)の場合は2通）提出してください。</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等</p> <p>イ 収益事業の概要を記載した書類</p> <p>ロ 収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表</p> <p>ハ 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し</p> <p>ニ <u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本</u> <u>（注）「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日： 年 月 日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。</u></p> <p>ホ 合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)</p> <p>イ 収益事業の概要を記載した書類</p> <p>ロ 国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表</p> <p>3 各欄の記載方法</p> <p>(1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。</p> <p>イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。</p> <p>(イ) 公益法人等にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p>(ロ) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。）を記載してください。</p> <p>ロ 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。</p> <p>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>ハ 「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。</p> <p>ニ 「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。</p> <p>ホ 「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。</p> <p>ヘ 「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>ト 『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合も含まれます。）。</p> <p>（注） 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。</p> <p>チ 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。</p> <p>リ 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。</p> <p>(2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。</p> <p>イ 「納税地」欄は、次により記載します。</p> <p>(イ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。</p> <p>(ロ) その法人が(イ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。</p> <p>(ハ) その法人が(イ)及び(ロ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。</p> <p>ロ 「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。</p> <p>(3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は記載しないでください。</p>

改 正 後

(5 普通法人又は共同組合等となった旨の届出書)

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等

公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写し
（削除）

- ② 貸借対照表

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。
- (3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。
- (4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。
- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- (7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。
- (8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。
（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。
- (10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。
- (13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- (14) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (15) 「※」欄は、記入しないでください。

改 正 前

(5 普通法人又は共同組合等となった旨の届出書)

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等

公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写し
② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注）「オンライン登記情報提供制度」（<http://www.touki.or.jp>）を利用した場合には、（照会番号 _____）及び（発行年月日： 年 月 日）欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本の添付は不要です。

- ③ 貸借対照表

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。
- (3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。
- (4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。
- (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
- (7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。
- (8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。
（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。
- (10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- (12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。
- (13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- (14) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (15) 「※」欄は、記入しないでください。

改 正 後

(6 異動届出書)

異 動 届 出 書

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> 単体法人	(フリガナ) 納 税 地	〒	※課税/非課税	
	<input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ) 法人等の名称			
	<input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	法 人 番 号			
	<input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	<input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ) 代 表 者 住 所	〒		

異動のあった <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人と係る <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要)	(フリガナ) 法 人 名 等		整理番号	
	納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)	〒 (局 署) 電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
			整 理 簿	

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)

所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署
納税地を変更した場合	給与支払事務所の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。	
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ~ (至)平成 年 月 日	
合併、分割の場合	合 併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他	
(備 考)		

税 理 士 署 名 押 印	
※税務署処理欄	部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿

29.04 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(6 異動届出書)

異 動 届 出 書

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地	〒	※整理番号	
	<input type="checkbox"/> 単体法人	(フリガナ) 納 税 地	〒	※課税/非課税	
	<input type="checkbox"/> 連結親法人	(フリガナ) 法人等の名称			
	<input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	法 人 番 号			
	<input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	<input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ) 代 表 者 住 所	〒		

異動のあった <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人と係る <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要)	(フリガナ) 法 人 名 等		整理番号	
	納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地)	〒 (局 署) 電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
			整 理 簿	

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)

所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署
納税地を変更した場合	給与支払事務所の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。	
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ~ (至)平成 年 月 日	
合併、分割の場合	合 併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割： <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他	
(備 考)		

税 理 士 署 名 押 印	
※税務署処理欄	部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿

27.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

- この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、本店又は主たる事務所の所在地の異動、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
 (注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。
- この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 (1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）
 異動前の納税地の所轄税務署長
 (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）
 ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
 ② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 (削 除)
 (注) 上記①及び②の両方に提出していただくことになります。
 (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）
 異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長
- 各欄は、次により記載してください。
 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「本店又は主たる事務所の所在地」、「納税地」、「法人等の名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 また、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。おつて、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
 (2) 「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合にに応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
 ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。
 (3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地(連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	26・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
	↑ (転出)法務局の本店 移転登記の日を記載 ↑		
	↑ 連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載 ↑		

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動(登記)年月日
吸 収 合 併	被合併法人(株) ●●● (▲▲市□□町)	合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 26・〇・〇
	↑ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載 ↑		
	↑ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載 ↑		
	↑ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めの日を記載 ↑		

- (注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
 2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。
- 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁からの認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
 - 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。
 - 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
 - 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。
 給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。
 また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。
 - 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(6 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

- この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、本店又は主たる事務所の所在地の異動、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
 (注) 法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。
- この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 (1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）
 異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長
 (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）
 ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
 ② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 ③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 (注) 上記①～③の全てに提出していただくことになります。
 (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）
 異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長
- 各欄は、次により記載してください。
 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「本店又は主たる事務所の所在地」、「納税地」、「法人等の名称」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 また、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。おつて、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
 (2) 「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合にに応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
 ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。
 (3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動(登記)年月日
本店又は主たる事務所の所在地(連結子法人)	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	26・〇・〇
	↑ 異動内容を記載 ↑		
	↑ (転出)法務局の本店 移転登記の日を記載 ↑		
	↑ 連結法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載 ↑		

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動(登記)年月日
吸 収 合 併	被合併法人(株) ●●● (▲▲市□□町)	合併法人(株) ○○○ (△△市××町)	(合併期日) 26・〇・〇
	↑ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載 ↑		
	↑ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載 ↑		
	↑ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めの日を記載 ↑		

- (注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
 2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。
- 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁からの認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(備考)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
 (注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。
 - 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
 - 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。
 給与支払事務所等の移転がなかったにもかかわらず、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。
 また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。
 - 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(7 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

		※整理番号	
		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 〒 電話() -	
平成 年 月 日 税務署長殿 新たに法人課税信託の受託者となったので届けます。	納税地 〒		
	(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)		
	(フリガナ) 法人課税信託の名称		
	法人番号 (フリガナ)		
	代表者氏名	⑩	
	代表者住所 〒 電話() -		
主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名 (フリガナ)	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 〒	主宰受託者との関係
設立年月日	平成 年 月 日	信託期間	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 月 日 (至) 月 日
事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)	支店・工場等	名称 所在地
法人課税信託の受託者となった形態	1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他()		
受託者となった形態が1～3である場合の設立前の信託の状況	信託の名称、併合により消滅した信託の名称又は分割信託の名称	事業内容等	
併合等期日	平成 年 月 日	適格区分	適格・その他
「給与支払事務所の開設届出書」提出の有無		有・無	
関与税理士	氏名		
	事務所所在地	電話() -	
受託法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人
税理士署名押印		⑩	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			番号
			入力
			名簿
			通信日付印
		年月日	確認印

29.04改正

(規格A4)

改 正 前

(7 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

		※整理番号	
		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 〒 電話() -	
平成 年 月 日 税務署長殿 新たに法人課税信託の受託者となったので届けます。	納税地 〒		
	(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)		
	(フリガナ) 法人課税信託の名称		
	法人番号 (フリガナ)		
	代表者氏名	⑩	
	代表者住所 〒 電話() -		
主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名 (フリガナ)	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 〒	主宰受託者との関係
設立年月日	平成 年 月 日	信託期間	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 月 日 (至) 月 日
事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)	支店・工場等	名称 所在地
法人課税信託の受託者となった形態	1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他()		
受託者となった形態が1～3である場合の設立前の信託の状況	信託の名称、併合により消滅した信託の名称又は分割信託の名称	事業内容等	
併合等期日	平成 年 月 日	適格区分	適格・その他
「給与支払事務所の開設届出書」提出の有無		有・無	
関与税理士	氏名		
	事務所所在地	電話() -	
受託法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人
税理士署名押印		⑩	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			番号
			入力
			名簿
			通信日付印
		年月日	確認印

27.06改正

(規格A4)

改正後

(7 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後2月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

- 法人課税信託の効力が生ずる場合 効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）
- 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日）

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- 信託行為の写し
- 受益者の名簿（次の様式によってください。）

氏名	住所	口数	金額	委託者、受託者 又は他の受益者との関係
			円	

- 設立の時における貸借対照表（削除）

- 信託の併合により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、信託の併合後の信託行為等
- 新規信託分割により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、新規信託分割後の信託行為等

2 各欄の記載方法

- 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
- 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
- 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- 「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。
- 「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。
- 「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。
- 「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。
(注) 固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。
- 「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。
- 「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- 「法人課税信託の受託者となった形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
- 「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。
- 「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、その併合又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
- 「『給与支払事務所の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください）。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所の開設届出書」を当該事務所の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 「受託法人が連結子法人である場合」欄は、法人課税信託が投資信託又は特定目的信託に該当する場合以外で、法人課税信託の受託者となると同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記入しないでください。

改正前

(7 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書の記載要領等

法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次の場合には、それぞれ次に掲げる日以後2月以内に内国普通法人等の設立の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、各法人課税信託ごとに、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

- 法人課税信託の効力が生ずる場合 効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合には、その最初の契約が締結された日）
- 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 法人課税信託に該当することとなった日（特定受益証券発行信託の受託者がその承認を取り消されたこと又は承認受託者以外の者が就任したことにより法人課税信託に該当することとなった場合には当該日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日）

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

- 信託行為の写し
- 受益者の名簿（次の様式によってください。）

氏名	住所	口数	金額	委託者、受託者 又は他の受益者との関係
			円	

- 設立の時における貸借対照表

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（限定責任信託の定める登記がある場合）
- 信託の併合により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、信託の併合後の信託行為等
- 新規信託分割により効力が生ずる法人課税信託の合意又は意思表示を内容とする書面、新規信託分割後の信託行為等

2 各欄の記載方法

- 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
- 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
- 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- 「設立年月日」欄には、信託行為により定められているその信託の効力が生ずる日（1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日）を記載してください。
- 「事業の目的」欄には、信託行為により定められている事業の目的のうちその主なものを記載してください。
- 「信託期間」欄には、信託行為により定められている信託期間を記載してください。
- 「消費税の適用」欄の「課税・免税」は、固有事業の納税義務が免除されない場合は「課税」を、免除される場合は「免税」を、「一般・簡易」は、固有事業について簡易課税制度の適用を受けていない場合は「一般」を、適用を受けている場合は「簡易」をそれぞれ○で囲んでください。
(注) 固有事業及び受託している各法人課税信託の納税義務の判定に当たっては、原則として、固有事業の基準期間における課税売上高と当該基準期間に対応する期間における各法人課税信託の課税売上高の合計額により判定します。
- 「計算期間」欄には、信託行為により定められている計算期間を記載してください。
- 「支店・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- 「法人課税信託の受託者となった形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
- 「併合等期日」の欄には、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、合意又は意思表示を内容とする書面等においてその信託の効力が生ずる日を記載してください。
- 「適格区分」欄は、「法人課税信託の受託者となった形態」が2又は3である場合に、その併合又は分割が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）又は同第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
- 「『給与支払事務所の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください）。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 「受託法人が連結子法人である場合」欄は、法人課税信託が投資信託又は特定目的信託に該当する場合以外で、法人課税信託の受託者となると同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。
なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記入しないでください。

改正後

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

平成 年 月 日 税務署長殿 所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。	住所又は本店所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号 (フリガナ)	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	代表者氏名	㊟

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地 (外国法人の場合には国外の本店所在地) を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成 年 月 日 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日

○届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄に✓印を付けてください。)	「給与支払事務所等について」欄の記載事項						
開設 <input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 <small>※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合</small>	<table border="1"> <tr><th>開設・異動前</th><th>異動後</th></tr> <tr><td>開設した支店等の所在地</td><td></td></tr> </table>	開設・異動前	異動後	開設した支店等の所在地			
開設・異動前	異動後						
開設した支店等の所在地							
移転 <input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()	<table border="1"> <tr><th>開設・異動前</th><th>異動後</th></tr> <tr><td>移転前の所在地</td><td>移転後の所在地</td></tr> <tr><td>引継ぎをする前の給与支払事務所等</td><td>引継ぎ先の給与支払事務所等</td></tr> </table>	開設・異動前	異動後	移転前の所在地	移転後の所在地	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等
開設・異動前	異動後						
移転前の所在地	移転後の所在地						
引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等						
廃止 <input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業 その他 ()	<table border="1"> <tr><th>開設・異動前</th><th>異動後</th></tr> <tr><td>異動前の事項</td><td>異動後の事項</td></tr> </table>	開設・異動前	異動後	異動前の事項	異動後の事項		
開設・異動前	異動後						
異動前の事項	異動後の事項						

○給与支払事務所等について

開設・異動前		異動後	
(フリガナ)			
氏名又は名称			
住所又は所在地	〒	〒	
	電話 () -	電話 () -	
(フリガナ)			
責任者氏名			
従業員数	役員 人	従業員 人	() 人 () 人 () 人 計 人
(その他参考事項)			

税理士署名押印 ㊟

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認印
	番号確認	身元確認	確認書類						
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()						

29.04改正

(規格A4)

改正前

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

平成 年 月 日 税務署長殿 所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。	住所又は本店所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号 (フリガナ)	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	代表者氏名	㊟

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地 (外国法人の場合には国外の本店所在地) を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成 年 月 日 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日

○届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄に✓印を付けてください。)	「給与支払事務所等について」欄の記載事項						
開設 <input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 <small>※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合</small>	<table border="1"> <tr><th>開設・異動前</th><th>異動後</th></tr> <tr><td>開設した支店等の所在地</td><td></td></tr> </table>	開設・異動前	異動後	開設した支店等の所在地			
開設・異動前	異動後						
開設した支店等の所在地							
移転 <input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()	<table border="1"> <tr><th>開設・異動前</th><th>異動後</th></tr> <tr><td>移転前の所在地</td><td>移転後の所在地</td></tr> <tr><td>引継ぎをする前の給与支払事務所等</td><td>引継ぎ先の給与支払事務所等</td></tr> </table>	開設・異動前	異動後	移転前の所在地	移転後の所在地	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等
開設・異動前	異動後						
移転前の所在地	移転後の所在地						
引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等						
廃止 <input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業 その他 ()	<table border="1"> <tr><th>開設・異動前</th><th>異動後</th></tr> <tr><td>異動前の事項</td><td>異動後の事項</td></tr> </table>	開設・異動前	異動後	異動前の事項	異動後の事項		
開設・異動前	異動後						
異動前の事項	異動後の事項						

○給与支払事務所等について

開設・異動前		異動後	
(フリガナ)			
氏名又は名称			
住所又は所在地	〒	〒	
	電話 () -	電話 () -	
(フリガナ)			
責任者氏名			
従業員数	役員 人	従業員 人	() 人 () 人 () 人 計 人
(その他参考事項)			

税理士署名押印 ㊟

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認印
	番号確認	身元確認	確認書類						
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()						

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
 - (3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。
給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。
 - (4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

(注) 給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。
そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。
また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

- (5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。
 - (6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算終了した場合のその旨及び清算終了年月日など、参考となる事項を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 3 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(9 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
 - (3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。
給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。
 - (4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

(注) 給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。
そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。
また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

- (5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。
 - (6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算終了した場合のその旨及び清算終了年月日など、参考となる事項を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 3 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(47 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号
※連結グループ整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)	電話() -
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	Ⓜ
代表者住所	〒		
事業種目		業	

自平成 年 月 日 事業年度から法人税の確定申告書
 至平成 年 月 日 連結事業年度から法人税の連結確定申告書
 の提出期限の延長をし、延長月数の
 指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。
 記

- 申告期限延長期間
- (1) 申告期限が延長されていない法人
 申告期限を1月(連結事業年度は2月)延長したい場合
 申告期限の延長及び2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
- (2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人
 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数()
- (3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人
 延長月数の指定の取消しを受け、1月(連結事業年度は2月)延長としたい場合 取消し前の月数()
 2月(連結事業年度は3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数()
 変更したい場合 変更後の月数()

各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

根拠条文

法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)
 法人税法第75条の2第1項第1号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)
 法人税法第75条の2第1項第2号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)
 法人税法第75条の2第2項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)
 又は同法第81条の24第2項

その他の参考事項

書添付等

1 定款等の写し
 2 その他

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認 印
	回付先	□ 親署 → 子署		□ 子署 → 調査課			年 月 日	

29.04改正

(規格A4)

改 正 前

(47 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号
※連結グループ整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)	電話() -
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	Ⓜ
代表者住所	〒		
事業種目		業	

自平成 年 月 日 事業年度から法人税の確定申告書
 至平成 年 月 日 連結事業年度から法人税の連結確定申告書
 の提出期限を延長したいので
 申請します。
 記

- 1 申告期限延長期間
- 確定申告書 1月だけ延長したい場合
 2月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数()
- 連結確定申告書 2月だけ延長したい場合
 3月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数()

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3 その他の参考事項

(追 加)

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通 信 日 付 印	確 認 印
	回付先	□ 親署 → 子署		□ 子署 → 調査課			年 月 日	

28.06改正

(規格A4)

改 正 後

(47 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の 2 の規定により、連結親法人が法人税法第 81 条の 24 の規定により、又は外国法人が法人税法第 144 条の 8 の規定により、
 - 定款等の定めにより、又はこれらの法人に特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から 3 月又は各連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から 3 月又は各連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ③～⑥に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合

に使用してください。
 なお、これらの規定は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。

- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
 - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
 - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内
- 各欄は、次により記載します。

(1) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書

 には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 なお、2 月以上（連結確定申告書にあっては 3 月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け 1 月（連結確定申告書にあっては 2 月）延長にしようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数()」の()内に記載してください。
 (注) 申請の事由が上記 1 の③に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。

- 「各事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から 3 月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内）に各事業年度又は連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記 1 の①から⑥までに掲げる事由が生じたこととなった理由を簡明に記載してください。
- 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
- 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

(注) 1 法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。
 2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。
 3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。
 このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要がありますことにご注意ください。
 4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第 75 条の 2 の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。
 5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(47 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の 2 の規定により、又は連結親法人が法人税法第 81 条の 24 の規定により、若しくは外国法人が法人税法第 144 条の 8 の規定により、
 - 会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合

(追 加)
 ④ 特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合

に使用してください。
 なお、これらの規定は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。

- この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
 - 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
 - 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内
- 各欄は、次により記載します。

(1) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書

 には、いずれか該当する□にレ印を付してください。

(2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 なお、確定申告書にあっては 2 月以上、連結確定申告書にあっては 3 月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数()」の()内に記載してください。
 (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から 3 月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内）に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。

- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

(注) 1 法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。
 2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。
 3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。
 このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要がありますことにご注意ください。
 4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第 75 条の 2 の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。
 5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(49 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		平成	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

取 消 通 知 書
申告期限の延長の特例の 変 更

貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

延 長 を 取 り 消 し た
(連結)事業年度以後その 延長月数の指定を取り消した から通知します。
指定月数を下記月数に変更した

記

(変更後の指定月数) 月

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正前

(49 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		平成	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

取 消 通 知 書
申告期限の延長の特例の 変 更

貴法人の申告期限の延長の特例については、下記の理由により
自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

延 長 を 取 消
(連結)事業年度以後その (追加) した から通知します。
指定月数を下記月数に変更

記

(変更後の指定月数) 月

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(49 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した」及び「延長月数の指定を取り消した」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 「自平成 年 月 日 まで、(連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(49 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「取消及び(追加)延長を取り消す」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 「自平成 年 月 日 まで、(連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に取消の理由を記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

改 正 前

(110-2 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

(110-2 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

(新 設)

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		納 税 地	〒
		(フリガナ)	電 話 () ー
		内 国 法 人 の 名 称	
法人番号 (フリガナ)			
		代 表 者 氏 名 ㊦	
法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適用を受けようとする最初の事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	月 日		
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由			
その他参考となるべき事項			
税 理 士 署 名 押 印		㊦	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
			番号

(規格 A 4)

改 正 後

(110-2 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 141 条の 4 第 4 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「納税地」、「内国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項の規定の適用を受けようとする納税地、内国法人の名称及び法人番号を記載してください。
 - (2) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (3) 「各事業年度終了の日前 6 月以内の一定の日」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項に規定する一定の日を記載してください。
 - (4) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第 141 条の 4 第 4 項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(110-2 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

(新 設)

改 正 後

(111 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

税務署受付印

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用)

		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電 話 () ー	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	㊦	
(フリガナ)			
責任者氏名	㊦		

法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
-------------------	-----------------------

各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	年 月 日
-------------------------	-------

申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由

その他参考となるべき事項

税理士署名押印	㊦
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信日 付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	---------

29.04改正

(規格A4)

改 正 前

(111 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

税務署受付印

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電 話 () ー	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	㊦	
(フリガナ)			
責任者氏名	㊦		

法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算の適用を受けたいので、法人税法施行令第188条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
----------------	-----------------------

一定の日	平成 年 月 日
------	----------

申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由

その他参考となるべき事項

税理士署名押印	㊦
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信日 付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	---------

28.06

(規格A4)

改 正 後

(111 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用) の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 188 条第 7 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「納税地」、「外国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定の適用を受けようとする納税地、外国法人の名称及び法人番号を記載してください。
 - (2) 「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
 - (3) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。
 - (4) 「各事業年度終了の日前 6 月以内の一定の日」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する一定の日を記載してください。
 - (5) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(111 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 188 条第 7 項に規定する危険勘案資産額の計算の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「外国法人の名称」、「納税地」及び「法人番号」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称、納税地及び法人番号を記載してください。
 - (2) 「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
 - (3) 「適用を受けようとする事業年度」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始及び終了の日を記載してください。
 - (4) 「一定の日」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する一定の日を記載してください。
 - (5) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を掲載することが困難な理由」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

(118-2 災害により生じた損失の額に関する明細)

災害により生じた損失の額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法人税法第80条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)若しくは第72条(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合、連結法人が同法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)若しくは第81条の20(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合又は外国法人が同法第144条の13(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)若しくは第144条の4(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合に、同法第58条第1項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)に規定する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産(以下「棚卸資産等」といいます。)について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、別表七(一)に添付して提出してください。
- また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 この明細書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額(その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。)を記載してください。
- (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用(以下「修繕費用等」といいます。)に係る損失の額を記載してください。
- (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。
- (4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。
- (5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」の及び「計」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。

(118-2 災害により生じた損失の額に関する明細)

(新 設)

(118-3 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

(118-3 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※電話/ファクス番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	㊟
	代 表 者 住 所	〒
事 業 種 目		業

(新 設)

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

災 害 欠 損 事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	〔 確定 申告書 〕 中 間	還 付 所 得 事 業 年 度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
災害のあった日	平成 年 月 日	災害の詳細		
区 分		請 求 金 額	※ 金 額	
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	災 害 損 失 欠 損 金 額 (1)			
災害欠損事業年度の災害損失欠損金額	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額 (2)			
還付所得事業年度の所得金額	所 得 金 額 (3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額((3) - (4)) (5)			
還付所得事業年度の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額 (6)		00	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控 除 税 額 (8)			
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)			
	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)				
差引法人税額((12) - (13)) (14)				
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5)) (15)				
請 求 期 限	平成 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

改 正 後

(118-3 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- 1 この還付請求書は、法人が法人税法第80条《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。
なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。
- 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。
- 3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に（仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。
（注）平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書（期限後申告書を含みます。）を同日前に提出した法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。
- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。
 - (2) 「災害欠損事業年度」欄には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。
また「（確定・中間 申告書）」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。
 - (3) 「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。
なお、災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載してください。
 - (4) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄
 - イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書（付表）」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。
（注）この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
 - (5) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。
 - ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。
 - (6) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額

改 正 前

(118-3 災害損失の繰戻しによる還付請求書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(118-3 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(8) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望される時は、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される時は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(118-3 災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(118-4 災害損失欠損金額に関する明細書)

災害損失欠損金額に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年 度	・	・		

付表

災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災害損失欠損金額 (別表七(一)「13の③」欄)	(1)	円	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額 (3) 円
			平	・	
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)		の	・	①
			内	・	
			平	・	②
			平	・	

(規格A4)

改 正 前

(118-4 災害損失欠損金額に関する明細書)

(新 設)

(118-4 災害損失欠損金額に関する明細書)

(118-4 災害損失欠損金額に関する明細書)

(新 設)

災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

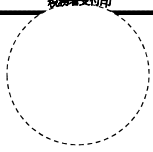
- 1 この明細書は、法人が法人税法第80条(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第72条第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
 (注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書(期限後申告書を含みます。)を同日前に提出した法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに修正申告書、別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 13の③」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度(以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。)に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
 (注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

(118-5 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

(118-5 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)

※整理番号

 平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒	電話() -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話() -
	納税地と国内にある主たる事務所等の所在地と異なる場合のその主たる事務所等の所在地 (フリガナ)	〒	電話() -
	法 人 名 等		
	法 人 番 号 (フリガナ)		
	代 表 者 氏 名 (フリガナ)		
	責 任 者 氏 名 (フリガナ)		
事業種目	業	責任者住所	〒 電話() -

法人税法第144条の13の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

災害欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	〔確定申告書〕	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
災害のあった日	平成 年 月 日	災害の詳細		
区 分		法第144条の13第1項第1号	法第144条の13第1項第2号又は第2項	
		請求金額	※金額	請求金額
災害欠損事業年度の災害欠損金額	災害損失欠損金額(1)			
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)			
還付事業年度の所得金額	所得金額(3)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)			
	差引所得金額((3)-(4))(5)			
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額(6)	00		00
	所得税額控除(7)			
	外国税額控除(8)			
	使途秘匿金額に対する税額(9)			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)			
	リース特別控除取戻税額(11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))(12)			
	既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)			
差引法人税額((12)-(13))(14)				
還付金額((14)×(2)÷(5))(15)				
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書等提出年月日	平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等	

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	---------	--------	------------	-------	---------

(規格A4)

改 正 後

(118-5 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

災害損失の繰戻しによる還付請求書（外国法人用）の記載の仕方

- 1 この還付請求書は、外国法人が法人税法第144条の13(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第144条の4第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」を添付して提出してください。
- 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、外国法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、災害欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。
- 3 この還付請求書は、災害欠損事業年度の確定申告書等の提出と同時に(仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。

なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書(期限後申告書を含みます。)を同日前に提出した法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。
- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。
 - (2) 「災害欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。

また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。
 - (3) 「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類(震災、風水害、火災等)など災害の内容を具体的に記載してください。

なお、災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載してください。
- (4) 「請求金額」の各欄
 - イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。
 - ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法人税法第141条第1号ロ又は同条第2号に掲げる国内源泉所得に係る災害損失欠損金額をその災害欠損事業年度開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。
- (5) 「災害欠損事業年度の災害損失欠損金額」の各欄
 - イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。

(注) この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
- (6) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額)を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通

改 正 前

(118-5 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(118-5 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。</p> <p>ロ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った災害損失欠損金額又は欠損金額を記載してください。</p> <p>(7) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額等」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。</p> <p>へ 「既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について、既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(8) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(9) 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、その仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(10) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(118-5 災害損失の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(118-6 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用))

災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用)		事業 年 度	・ ・	法人名		付 表	
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書							
		法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項			
災害損失欠損金額 (別表七(一)「13の③」欄)		(1)		円			円
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)					
繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額		繰り戻す災害損失欠損金額			
(2) の 内 訳			(3)		(3)		
	平 平	・ ・		円			円
	①						
平 平	・ ・						
②							

改 正 前

(118-6 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用))

(新 設)

(規格A4)

(118-6 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用))

災害損失欠損金額に関する明細書（外国法人用）の記載の仕方

- 1 この明細書は、外国法人が法人税法第144条の13(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第144条の4第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- (注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書(期限後申告書を含みます。)を同日前に提出した外国法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに修正申告書、別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、提出してください。
- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 13の③」欄の金額を記載してください。
- (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度(以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。)に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
- (注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第144条の13(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- (3) 「繰戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

(118-6 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人用))

(新 設)

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書)

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書)

(新 設)

納 税 地	法 第	号	
法 人 名 等	平 成	年	日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた (災害欠損事業年度) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(還付所得事業年度) 自 平成 年 月 日 についての災害損失の繰戻しによる還付請求につい
至 平成 年 月 日

ては、調査した結果、下記理由により請求 (の一部) に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「災害損失の繰戻しによる還付請求 (の一部) に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が確定申告書又は仮決算の中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「…… (の一部) ……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該事業年度の欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……当該事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」「還付請求書が確定申告書の提出と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(118-7 災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(新 設)

(212-2 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

(212-2 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	①
代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業

法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

災 害 欠 損 連 結 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 (確 定 申 告 書) 至 平 成 年 月 日 (中 間)	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日
災 害 の あ っ た 日	平 成 年 月 日	災 害 の 詳 細	
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
災 害 欠 損 連 結 事 業 年 度 の 災 害 損 失 欠 損 金 額	災 害 損 失 欠 損 金 額 (1)		
還 付 所 得 連 結 事 業 年 度 の 連 結 所 得 金 額	同 上 の う ち 還 付 所 得 連 結 事 業 年 度 に 繰 り 戻 す 災 害 損 失 欠 損 金 額 (2)		
還 付 所 得 連 結 事 業 年 度 の 連 結 所 得 金 額	連 結 所 得 金 額 (3)		
	既 に 災 害 損 失 又 は 連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し を 行 っ た 金 額 (4)		
	差 引 連 結 所 得 金 額 ((3) - (4)) (5)		
還 付 所 得 連 結 事 業 年 度 の 法 人 税 額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額 (6)	00	
	仮 結 算 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更 正 に 伴 う 控 除 法 人 税 額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)		
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 に 対 す る 税 額 (10)		
	連 結 納 税 の 承 認 を 取 り 消 さ れ た 場 合 等 に お け る 既 に 控 除 さ れ た 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 加 算 額 (11)		
	法 人 税 額 ((6) + (7) + (8) - (9) - (10) - (11)) (12)		
既 に 災 害 損 失 又 は 連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ り 還 付 を 受 け た 法 人 税 額 (13)			
差 引 法 人 税 額 ((1 2) - (1 3)) (14)			
還 付 金 額 ((1 4) × (2) / (5)) (15)			
請 求 期 限	平 成 年 月 日	連 結 確 定 申 告 書 等 提 出 年 月 日	平 成 年 月 日
還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合 郵便局名等 _____

税 理 士 署 名 押 印 ①

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	-------------

(規 格 A 4)

(新 設)

改 正 後

(212-2 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- 1 この還付請求書は、連結親法人が法人税法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。
 なお、この請求書には「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。
- 2 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が災害損失欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度(以下「還付所得連結事業年度」といいます。)から、災害欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求をすることができます。
- 3 この還付請求書は、災害欠損連結事業年度の連結確定申告書等の提出と同時に(仮決算の連結中間申告書において災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。
 なお、2以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。
 (注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した連結事業年度の法人税の連結確定申告書(期限後申告書を含みます。)を同日前に提出した連結親法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができます。
- 4 この還付請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」の各欄は、記載しないでください。
 - (2) 「災害欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。
 また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。
 - (3) 「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類(震災、風水害、火災等)など災害の内容を具体的に記載してください。
 なお、災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載してください。
 - (4) 「災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額」の各欄
 - イ 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書(付表)」の「(1)」の欄に記載した金額を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄には、災害欠損連結事業年度の災害損失欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額(5)」欄の金額を限度として記載してください。
 (注) この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする災害損失欠損金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
 - (5) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「1」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。
 - ロ 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った災害損失欠損金額又は連結欠損金額を記載してください。
 - (6) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決

改 正 前

(212-2 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(212-2 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その法人税額の一部の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付金額(15)」欄には、$(14) \times \frac{(2)}{(5)}$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(8) 「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において災害損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。</p> <p>(注) 各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。</p> <p>(9) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>	<p>(212-2 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	付 表
災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災 害 損 失 欠 損 金 額 (8)	(1)	円	繰り戻す還付所得連結事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額 (3)	
			平 平 平	①	円
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得連結事業年度に繰り戻す金額	(2)		平 平 平	②	
災 害 損 失 欠 損 金 額 の 計 算					
連 結 欠 損 金 額 (別 表 四 の 二 「 5 5 の ① 」)	(4)				円
各 連 結 法 人 の 差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 合 計 額	(5)				
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額	(6)				
(5) - (6) (マイ ナ ス の 場 合 は 0)	(7)				
(4) と (7) の い ず れ か 少 な い 金 額	(8)				

		各 連 結 法 人 の 個 別 災 害 損 失 金 額 の 計 算		
災 害 を 受 け た 資 産 の 別		棚 卸 資 産	固 定 資 産 (固 定 資 産 に 準 ず る 繰 延 資 産 を 含 む)	計 ①+②
		①	②	③
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	資 産 の 滅 失 等 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	(9)	円	円
	被 害 資 産 の 原 状 回 復 の た め の 費 用 等 に 係 る 損 失 の 額	(10)		
	被 害 の 拡 大 又 は 発 生 の 防 止 の た め の 費 用 に 係 る 損 失 の 額	(11)		
	計 (9) + (10) + (11)	(12)		
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額		(13)		
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (12) - (13)		(14)		

(規 格 A 4)

改 正 前

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

(新 設)

改 正 後

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、連結親法人が法人税法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の前日2年以内に開始したいずれかの連結事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した連結事業年度の法人税の連結確定申告書(期限後申告書を含みます。)を同年4月1日前に提出した連結親法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに修正申告書、別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、提出してください。

2 「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
(1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「(8)」欄の金額を記載してください。
(2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の前日2年以内に開始する還付所得連結事業年度(以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。)に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

(注) 前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。

(3) 「繰戻す災害損失欠損金額(3)」には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

3 「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「連結欠損金額(4)」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額 55の①」欄の金額を記載してください。

(2) 「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額(5)」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

(3) 「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額(6)」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。

4 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産(固定資産に準ずる繰延資産を含みます。)とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七(一)の「災害により生じた損失の額の計算」の各欄に記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。

なお、連結法人が2以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。

(1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額(9)」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額(その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。)を記載してください。

(2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出

改 正 前

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

(新 設)

改 正 後

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。

(3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額(11)」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。

(4) 「保険金又は損害賠償金等の額(13)」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。

改 正 前

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

(新 設)

改 正 後

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)

納 税 地	(正 本)	法 第 号	
法 人 名		平 成 年 月 日	
代 表 者 名			殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊦

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(災害欠損連結事業年度) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(還付所得連結事業年度) 自 平成 年 月 日 についての連結法人の災害損失繰戻しによる還付
至 平成 年 月 日

請求については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、災害損失の繰戻しによる還付請求が連結確定申告書又は仮決算の連結中間申告書の提出と同時にされたものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……(の一部)……」の括弧書の箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「当該連結事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……当該連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」「還付請求書が連結確定申告書と同時に提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(212-4 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

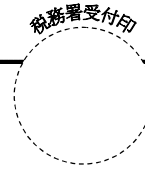
改 正 前

(327-2 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)

(327-2 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約
に係る災害等の事由についての確認申出書

(新 設)

 平成 年 月 日		住所	〒	
		(フリガナ)	電話 - -	
		氏名	④	
下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の28第1項第2条の31において準用する第2条の25の2に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。				
貸金の支払者	名称			
	所在地	〒 電話 - -		
勤務先	名称			
	所在地	〒 電話 - -		
貯蓄の種類		勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約	
事務代行先	名称			
	所在地	〒 電話 - -		
受入機関の営業所等	名称			
	所在地	〒 電話 - -		
その他参考となるべき事項		・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）	・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）	
災害等の事由		租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2 <input type="checkbox"/> ① 1号該当（災害による家屋の損害） <input type="checkbox"/> ④ 4号該当（特別障害者に該当） <input type="checkbox"/> ② 2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超） <input type="checkbox"/> ⑤ 5号該当（離職） <input type="checkbox"/> ③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）		
災害等の事由の生じた年月日		平成 年 月 日		
添付書類の名称				
税理士署名押印		④		

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁							申出者への 通知年月日	・ ・
	(摘要)						通知書		

(規格 A 4)

(327-2 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)

(327-2 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等

(新 設)

1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について

この申出書は、租税特別措置法施行令第2条の25の2、第2条の28第1項又は第2条の31において準用する第2条の25の2の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出したり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。

- (注) 1 この申出書は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに提出する必要があります。
- 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。
- 3 所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合には、その払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前5年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。

2 各欄の記載方法

- (1) 「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。
- (2) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。
- (3) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。
- (4) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。
- (5) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。
- (6) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。
- (7) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。
- (8) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(7)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。
- (注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。
- なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。
- (9) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等の事由が生じたことを証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。（添付書類の種類）

区 分	添付書類の例示
①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
- 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください）。

改 正 後

(327-3 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙））

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）

【共通記載事項】

- あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）

氏名	続柄	住所又は居所

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

- 被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）

家屋の所在地	所有者氏名	被災状況

- 医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）

医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
			円	円
合 計				

- 寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）

区分	要因	あなたの合計所得金額見積額	扶養親族又は生計を一にする子の氏名	左記の方の合計所得金額見積額
寡婦 ・ 寡夫		円		円

- 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）

手帳などの種類	交付年月日	障害の程度（等級など）

- 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）

離職先の名称	離職理由	離職年月日

改 正 前

(327-3 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙））

(新 設)

改 正 後

(327-3 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙））

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る
災害等の事由についての確認申出書（別紙）の記載要領等

この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、申出書とともに提出するものです。

【共通記載事項】

○ 「あなたと生計を一にする親族の状況（申出書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

申出書に記載した災害等の事由が「①1号該当（災害による家屋の損害）」、「②2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超）」又は「③3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

1 「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領

被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。

（注）あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限りです。

2 「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領

あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。

なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が200万円を超える必要がありますのでご注意ください。

（注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。

3 「寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

(1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。

(2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。

(3) 「あなたの合計所得金額見積額」欄には、あなたが「寡夫」に該当する場合に、災害等の事由が生じた年月日の属する年の12月31日における所得の見積額を記載してください。

(4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。

(5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の12月31日における所得の見積額を記載してください。

4 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領

(1) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。

(2) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。

5 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領

「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者又は同法第13条第3項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。

改 正 前

(327-3 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙））

（新 設）

改 正 後

(327-4 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書)

住 所		第	号
		平成	年 月 日
氏 名			殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**勤労者財産形成^{住宅}年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書**

あなたから平成 年 月 日付でされた下記の勤労者財産形成^{住宅}年金貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、これを確認したのでこの旨通知します。

記

- ・災害等の事由の生じた日 平成 年 月 日
- ・災害等の事由の内容
- ・貯蓄の種類
- ・契約日
- ・契約者番号
- ・金融機関名

(規格 A 4)

改 正 前

(327-4 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書)

(新 設)

改 正 後

(327-4 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができた旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
災害等の事由の生じた日	勤労者財産形成住宅（年金）契約に係る災害等の事由が生じた年月日を記入する。
災害等の事由の内容	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の内容（租税特別措置法施行令第2条の25の2第1号から第5号又は同令第2条の31において準用する第2条の25の2第1号から第5号）を記入する。
貯 蓄 の 種 類	貯蓄の種類（勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄）を記入する。
契 約 日	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結した年月日を記入する。
契 約 者 番 号	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る契約者番号（口座番号、証券番号等）を記入する。
金 融 機 関 名	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社及び農業協同組合等の営業所を記入する。

改 正 前

(327-4 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(327-5 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

(327-5 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

(新 設)

住所		第	号
氏名		平成	年 月 日

殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

**勤労者財産形成住宅
年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書**

あなたから平成 年 月 日付でされた勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(327-5 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(327-5 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書）

(新 設)

改 正 後

(327-5 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(327-5 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

(新 設)

(327-6 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号								
		〒 _____ 電話 - -								
		(フリガナ)								
		氏名 ㊟								
		個人番号								
勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る所得税の源泉徴収税額の還付を下記のとおり請求します。										
還付を受けようとする金額 (源泉徴収された日)		勤労者財産形成住宅貯蓄 円 (平成 年 月 日)	勤労者財産形成年金貯蓄 円 (平成 年 月 日)							
賃金の支払者	名称	〒 _____								
	所在地	電話 - -								
勤務先	名称	〒 _____								
	所在地	電話 - -								
貯蓄の種類		勤労者財産形成住宅貯蓄	勤労者財産形成年金貯蓄							
事務代行先	名称	〒 _____								
	所在地	電話 - -	電話 - -							
受入機関の営業所等	名称	〒 _____								
	所在地	電話 - -	電話 - -							
その他参考となるべき事項		・契約日(年 月 日) ・契約者番号()	・契約日(年 月 日) ・契約者番号()							
災害等の事由		租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2 <input type="checkbox"/> ① 1号該当 (災害による家屋の損害) <input type="checkbox"/> ④ 4号該当 (特別障害者に該当) <input type="checkbox"/> ② 2号該当 (医療費の金額の合計額が200万円超) <input type="checkbox"/> ⑤ 5号該当 (離職) <input type="checkbox"/> ③ 3号該当 (一定の寡婦又は寡夫に該当)								
災害等の事由の生じた年月日		平成 年 月 日								
添付書類の名称										
還付を受けようとする銀行又は郵便局		イ 銀行等 銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 _____ ハ 郵便局等窓口 _____							
税理士署名押印		㊟								
※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印	
	決裁	年 月 日								
	施行	(摘要)							処理 事務 勤労者財産 形成住宅貯蓄	承認・却下
	管理 回付								勤労者財産 形成年金貯蓄	承認・却下
番号確認		身元確認		確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()						

(327-6 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書）

(新設)

改 正 後

(327-6 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書の記載要領等

1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求制度について

この請求書は、租税特別措置法施行令附則第2条第2項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、災害等の事由が生じたことにより勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出ししたり、又は解約した場合に、その払出し等に係る利子等について源泉徴収された所得税の還付を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙）」と併せて提出してください。

- (注) 1 この請求書は、平成30年3月31日までに提出する必要があります。
 2 地方税の還付を受けるためには、都道府県知事に対して、別途、還付請求を行う必要があります。

2 各欄の記載方法

- 1) 「住所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、あなたの住所、氏名及び個人番号を記載してください。
- 2) 「還付を受けようとする金額（源泉徴収された日）」欄には、源泉徴収された所得税額及び源泉徴収された日を勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の別に記載してください。
- 3) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。
- 4) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。
- 5) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。
- 6) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。
- 7) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。
- 8) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の□にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙）」に記載してください。）。
- 9) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(8)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。
 (注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。
 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。
- 10) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。
- 11) 「還付を受けようとする銀行又は郵便局」欄には、還付を受けようとする金融機関名及び口座番号等を記載してください。
- 12) 「税理士署名押印」欄には、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 13) 「※」欄は、記載しないでください。

3 添付書類

災害等の事由が生じたこと等を証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区 分	添付書類の例示
共 通	・利息計算書等（財形非課税貯蓄の払出し等に係る利子等について徴収された所得税の額及びその徴収された年月日の証明）
①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 一定の寡婦又は寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

改 正 前

(327-6 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書)

(新 設)

改正後

改正前

(327-7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））

(327-7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙）

（新設）

【共通記載事項】

- あなたと生計を一にする親族の状況（請求書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）

氏名	続柄	住所又は居所

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

- 被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）

家屋の所在地	所有者氏名	被災状況

- 医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）

医療を受けた方の氏名	病院等の名称	支払年月日	支払った医療費	左のうち保険で補填される部分の金額
			円	円
合 計				

- 寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）

区分	要因	あなたの合計所得金額見積額	扶養親族又は生計を一にする子の氏名	左記の方の合計所得金額見積額
寡婦 ・ 寡夫		円		円

- 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）

手帳などの種類	交付年月日	障害の程度（等級など）

- 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）

離職先の名称	離職理由	離職年月日

（規格A4）

改 正 後

(327-7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る
源泉徴収税額の還付請求書（別紙）の記載要領等

この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、請求書とともに提出するものです。

【共通記載事項】

○ 「あなたと生計を一にする親族の状況（請求書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

請求書に記載した災害等の事由が「① 1号該当（災害による家屋の損害）」、「② 2号該当（医療費の金額の合計額が 200 万円超）」又は「③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

1 「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領

被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。

（注）あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限りま。

2 「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領

あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が 200 万円を超える必要がありますのでご注意ください。

（注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。

3 「寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

- (1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。
- (2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。
- (3) 「あなたの合計所得金額見積額」欄には、あなたが「寡夫」に該当する場合に、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。
- (4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。
- (5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

4 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領

- (1) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。
- (2) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。

5 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領

「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者又は同法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。

改 正 前

(327-7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書（別紙））

（新 設）

改 正 後

改 正 前

(327-8 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

(327-8 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

(新 設)

住 所		第	号
		平成	年 月 日
氏 名			殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**勤労者財産形成 住宅 貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額
年金
の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書**

あなたから平成 年 月 日付でされた勤労者財産形成 住宅 貯蓄の利子等に係る
年金
源泉徴収税額の還付請求については、以下の理由によりこれを確認することができませんの
で、還付する理由がないことを通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(327-8 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(327-8 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

(新 設)

改 正 後

(327-8 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の
還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書」に対して、その確認ができない旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成 年 月 日付で された」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由や源泉徴収税額等について、確認できない理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる請求者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(327-8 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付請求について還付すべき理由がない旨の通知書)

(新 設)

改正後

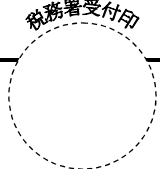
(328 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書)

(削除)

改正前

(328 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書)

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る
やむを得ない事情についての確認申請書

		※整理番号	
平成 年 月 日	住所	〒	
	(フリガナ)	電話 - -	
	氏名	Ⓜ	
下記の事情により確認を受けたいので、租税特別措置法施行令			第2条の28第1項 第2条の33の規定により、この
旨申請します。			
賃金の支払者	名称		
	所在地	〒 電話 - -	
勤務先	名称		
	所在地	〒 電話 - -	
事務代行先	名称		
	所在地	〒 電話 - -	
受入機関の営業所等	名称		
	所在地	〒 電話 - -	
災害・疾病その他これらに類するやむを得ない事情の詳細等	・当該事情が生じた年月日（ 年 月 日） ・当該事情の詳細 []		
	・貯蓄の種類（ ） ・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）		
その他参考となるべき事項			
添付書類の名称			

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認	却下
	決裁	・							申請者への 通知年月日	・	・
								通知書	所轄署への 送付年月日	・	・

28.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(328 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書)

(削 除)

改 正 前

(328 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書)

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情
についての確認申請書の記載要領等

- 1 この申請書を提出できるのは、災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情が生じたことにより、財形年金貯蓄を払出したり、又は財形年金貯蓄契約（生命保険、損害保険、生命共済又は郵便年金に係るものに限ります。）を解約した場合に、そのやむを得ない事情についてあなたの住所地の所轄税務署長の確認を受け、これを財形年金貯蓄の受入金融機関の営業所等に提出することにより、財形年金貯蓄について既に支払済みの利子等や支払われる解約返戻金等に係る差益を非課税とする適用を受ける場合です。
- 2 災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情には、震災、風水害等の天災及び火災等の人為的災害で自己の意思によらないものを含みますが、婚姻、出産、入学及び就職等は含まれませんので注意してください。
- 3 この申請書は、正副2部を作成し、災害、疾病その他これらに類する事情が生じたことを明らかにする書類を添付の上、あなたの住所地の所轄税務署に提出してください。
- 4 この申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「賃金の支払者」欄には、『給与所得者の扶養控除等申告書』を提出した給与等の支払者を記載してください。
 - (2) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事業所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先について記載してください。
 - (3) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に勤労者財産形成年金契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものについて記載してください。
 - (4) 「受入機関の営業所等」欄には、財形年金貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所について記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

(329 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する確認の通知書)

(削除)

(329 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する確認の通知書)

住所		第 号
氏名		平成 年 月 日
	殿	
税 務 署 長 財務事務官		
㊟		
勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情 についての確認申請に対する確認の通知書		
あなたから平成 年 月 日付でされた下記の勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る やむを得ない事情についての確認申請については、これを確認したのでこの旨通知します。		
記		
・貯蓄の種類 ・契約日 ・契約者番号（口座番号） ・金融機関名		

改正後

(330 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

(削除)

改正前

(330 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

住所		第 号
氏名		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない
事情についての確認申請に対する通知書**

あなたから平成 年 月 日付でされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

24. 12 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(330 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

(削 除)

改 正 前

(330 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(330 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

(削 除)

改 正 前

(330 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない
事情についての確認申請に対する通知書

1 使用目的

「勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書」は、提出された勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書に対して、その確認ができない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情について、確認ができない理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。